

第 19 回介護福祉士 国家試験 問題・解説（やまだ塾）

＝③障害者福祉論＝（問題 19～問題 22）

（2007 年 4 月 30 日 HP 掲載）

【障害者福祉論】

問題19 障害者自立支援法第1条(目的)の空欄 A, B, C に該当する語句の組み合わせとして、正しいものを一つ選びなさい。

「この法律は、(A)の基本的理念にのっとり、(B)、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる(C)の実現に寄与することを目的とする。」

- | A | B | C |
|--------------------------|---|---|
| 1 障害者基本法……身体障害者福祉法……国家 | | |
| 2 社会福祉法……障害者基本法……地域社会 | | |
| 3 社会福祉法……身体障害者福祉法……国家 | | |
| 4 障害者の権利宣言…障害者基本法……国家 | | |
| 5 障害者基本法……身体障害者福祉法……地域社会 | | |

問題 19: 正答 × × × × ○

●障害者自立支援法は、2005 年 10 月に、身体・知的・精神の 3 障害に関する施策を一元化することを目的として成立した。2006 年 4 月、10 月と段階的に施行された。第 1 条において目的が掲げられている。障害者自立支援法では、障害福祉サービスや相談支援、自立支援給付、市町村審査会、支給決定、自立支援医療、補装具費の支給、地域生活支援事業、生涯福祉計画などについて規定され、この法律により、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神障害者福祉法による各福祉サービスと補装具、更生医療・育成医療・精神障害者通院医療に関する項目は各法律から削除され、「障害者自立支援法」に移行した。

1. ×, 2. ×, 3. ×, 4. ×, 5. ○

【Copyright(C) 2007 Shunsaku Yamada. All rights reserved.】

問題20 次の記述のうち、正しいものに○、誤っているものに×をつけた場合、その組み合わせとして正しいものを一つ選びなさい。

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2007 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

- A. 障害者自立支援法における障害程度区分は、区分1から区分6までの6区分である。
- B. 児童福祉法に規定する重症心身障害児施設は、満18歳以上の者が在所することはできない。
- C. 身体障害者補助犬法における身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。
- D. 障害基礎年金の障害等級には、1級と2級がある。

(組み合わせ)

	A	B	C	D
1	○	○	○	×
2	○	○	×	×
3	○	×	○	○
4	×	○	×	○
5	×	×	○	○

問題 20: 正答○×○○

A. ○障害者自立支援法では、新たに介護保険に似た「障害程度区分認定」が行われ、介護保険の 79 の調査項目に障害者独自の 27 調査項目で 6 区分に判定される。応益負担制度の法制化は「介護保険」と類似させており、将来の「介護保険」との統合を視野に入れてのものといわれている。

B. ×重症心身障害児とは、重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複して常時医学的管理のもとに療育する必要のある児童である。重症心身障害児施設は、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに治療及び日常生活の指導をする、ことを目的として(児童福祉法第 43 条の 4)、同様の障害を持つ 18 歳以上の人でも入所させることができるようになっている(児童福祉法第 63 条の 3)。なお、2006 年 10 月より、重症心身障害児施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設の 5 障害児施設は、障害者自立支援法における「障害児施設給付費」に位置づけられ、従来の措置制度から契約制度に移行した。

C. ○「この法律において「身体障害者補助犬」とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。」と規定されている。(身体障害者補助犬法第 2 条第 1 項)

D. ○障害者施策として、国民年金の「障害基礎年金」と厚生年金の「障害厚生年金」がある。国民年金法で、障害基礎年金の支給要件は、保険料納付期間は加入期間の 2/3 以上、年齢制限は 20 歳以上 65 歳未満、障害等級は 1, 2 級の区分である。

【Copyright(C) 2007 Shunsaku Yamada. All rights reserved.】

問題 21 「身体障害者障害程度等級表」における1級に該当する障害についての記述のうち、正しいものに○、誤っているものに×をつけた場合、その組み合わせとして正しいものを一つ選びなさい。

- A. 両上肢の機能を全廃したもの

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2007 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

- B. 両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの(両耳全ろう)
- C. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
- D. 音声機能, 言語機能又はそしゃく機能の喪失

(組み合わせ)

- 1 A B
- 2 A C
- 3 A D
- 4 B C
- 5 C D

問題 21: 正答 2〇×〇×

A. 〇上肢の 1 級は, ①両上肢の機能を全廃したもの, ②両上肢を手関節以上で欠くもの, とされている。

B. ×「両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの(両耳全ろう)」は 1 級ではなく 2 級である。

C. 〇下肢の 1 級は, ①両↓肢の機能を全廃したもの, ②両下肢を大腿の 1/2 以上で欠くもの, とされている。

D. ×「音声機能, 言語機能又はそしゃく機能の喪失」は 1 級ではなく 3 級である。

【Copyright(C) 2007 Shunsaku Yamada. All rights reserved.】

問題 22 次の記述のうち, 正しいものに〇, 誤っているものに×をつけた場合, その組み合わせとして正しいものを一つ選びなさい。

- A. 我が国においては, 精神障害者の当事者団体は設立されていない。
- B. 「この子らを世の光にー近江学園二十年の願いー」を執筆したのは糸賀一雄である。
- C. 障害者の自立生活運動は, 介助なしで生活することを目標としている。
- D. 国連では, 障害者権利条約の採択に向けた検討が重ねられ, 2006年8月には特別委員会で条約案が合意された。

(組み合わせ)

- | | A | B | C | D |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 〇 | 〇 | 〇 | × |
| 2 | 〇 | 〇 | × | × |
| 3 | 〇 | × | × | 〇 |
| 4 | × | 〇 | × | 〇 |

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2007 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

5 × × ○ ○

問題 22: 正答 4 × ○ × ○

A. × 全国精神障害者団体連合会(全精連), 全国精神障害者家族会連合会(全家連)などがある。1965年9月に結成された全家連は, 全国組織で, 1967年2月に精神障害者とその家族のための福祉事業団体として厚生省から許可され, 財団法人となった。なお, 1994年7月には, 精神保健福祉法による「精神障害者社会復帰促進センター」の指定を受けた。しかし, 放漫経営により2007年4月17日に破産・解散した。

B. ○ 糸賀一雄は, 『この子らを世の光にー近江学園二十年の願いー』を1965年に著した。1946年11月, 戦後の混乱期の中で池田太郎, 田村一二両氏の懇請を受け, 知的障害児等の入所・教育・医療を行う「近江学園」を創設し, 園長となった。また, 西日本で最初の重症心身障害児施設「びわこ学園」を設立するなど, 施設建設を手がけ, 中央児童福祉審議会・精神薄弱者福祉審議会の委員や全日本精神薄弱者育成会(手をつなぐ親の会)の理事として, 制度づくりにも尽力し, 日本の障害児教育や障害児・者福祉の先駆をなした。

C. × 自立生活運動は, 「介助なしで生活すること」ではなく「他者の介助を受けても, 自己決定権・自己採択権が尊重されることにより, 自分の生活を管理していくことができる自立」を目標とするものである。

D. ○ 国連総会アドホック委員会(第8回会合)が2006年8月14日～25日まで開催され, 障害者権利条約案が基本合意された。本条約案は, 2006年12月5日のアドホック委員会第8回会合再開会期においてコンセンサス採択され, 2007年3月30日から署名が始まり, 4月4日現在83カ国が署名したが, 日本は署名を見合わせた。

【Copyright(C) 2007 Shunsaku Yamada. All rights reserved.】